

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県利根郡みなかみ町

## 2 構造改革特別区域の名称

みなかみ町藤原地区食育推進給食特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

群馬県利根郡みなかみ町の一部（藤原地区）

## 4 構造改革特別区域の特性

みなかみ町は、群馬県の最北部に位置する利根郡2町1村が平成17年10月1日に合併して誕生した。総面積780.91km<sup>2</sup>の町域内の82.02%は山地で、上信越高原国立公園を擁する広大な森林を有している。標高は300mから2,000m級の山岳にまでわたり、北にそびえ立つ谷川連峰の山々は、谷川岳をはじめとする多くの山岳観光資源があり、山麓には水上温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷及び上牧温泉等、多数の温泉地がある。さらに、南部の中心市街地には上越新幹線の上毛高原駅や関越自動車道の月夜野IC、水上ICの2つのインターチェンジがあり、県北の玄関口としての役割を担っている。また、首都東京と新潟市との中間約150Kmの位置にあって、JR上越線、上越新幹線、関越自動車道、国道17号が走り、首都圏からのアクセスに恵まれている。

本町の人口は、直近の平成17年国勢調査によると23,310人（65歳以上人口の割合28.8%）であり、平成12年度と同調査の25,079人と比較すると1,769人（割合にすると約7%）減少している。とりわけ15歳未満の人数は平成12年度の3,766人と平成17年度の3,011人とを比較すると、755人減と20%を超えて減少しており、少子化対策は喫緊の課題と言える。

また、藤原地区は、本町最北部に位置し、その面積も本町の約1/3を占める山林へき地である。また、0歳から5歳の児童数は平成12年国勢調査で18人、平成17年国勢調査で19人であり、最も少子化が顕著な地区である。

こうした状況の中、子育て支援については、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「みなかみ町次世代育成支援計画」を策定し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を行っているが、核家族化が進み、働く女性が増加する中で、成長過程の子ども達への栄養バランスのとれた食事の重要性が指摘されるようになり、合併以前から続く旧町村単位での給食内容や調理施設・設備の不均衡を是正するため、

保育所・幼稚園・小学校・中学校での完全給食を実施し、給食内容の均衡化と保護者が負担する給食費の均衡化を図ることが課題となっている。

そのため、児童数が極めて少ない藤原地区にある町立保育所の給食を、最新の衛生管理基準で施設整備する学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理経費の節減や、食材の一元購入及び調理員の合理的な配置による経費の削減が可能と考えられ、さらに、節減された経費を財源とすることで、子育て支援サービスのさらなる充実を図ることが可能となる。

また、食育基本法が制定され、食育への取組が求められる中、地産地消と幼児期からの一貫した食育に町内全域で取り組むことが可能になる。

## 5 構造改革特別区域の意義

本計画は、みなかみ町最北部の藤原地区に所在する、町立第三保育園へ町立月夜野給食センターで調理した給食を外部搬入するものである。

みなかみ町においても、女性の社会進出や就労形態の多様化が進む中、成長過程の子ども達への栄養バランスのとれた食事の重要性が指摘されている。このような状況の中、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要である。そうした観点から様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方では限られた財源の効率的活用が求められている。

藤原地区においては、特に過疎化が進行し、出生率も低く、第三保育園の児童数は、定員20人に対し8人であり（2歳児1人、3歳児2人、4歳児4人、5歳児1人）、今後の児童の増加も見込めないことから自園調理を行うことは、財政的に非効率である。

本特例措置を活用し、町立保育所において、給食を給食センターからの外部搬入方式により提供することにより、地元食材の安定利用・購入や調理員の適正配置による調理業務費と個別保育所の施設改修費の軽減、センター化に伴う維持管理経費の節減が図られ、子育て支援施策充実のための財源確保が可能になる。また、衛生面や設備の整った大型調理施設で調理した給食を児童に提供することは、より「安全・安心でおいしい給食」につながると考えられる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 給食センターからの給食の外部搬入方式の実施により、へき地公立保育所の効率的な運営と設備投資の節減を図るとともに、給食内容の均衡化を行う。さらに、節減された経費を財源として、保育サービスの充実を図る。
- (2) 成長期にある子ども達に、栄養バランスの取れた食事を提供することを通じて、将来にわたる健全な食生活の実現と子どもたち自らが食について考える習慣や食に関する知識を身につけるため、幼児期から小中学校と一貫した食育の推進を図る。
- (3) 給食に地元食材を積極的に活用することにより安全・安心でおいしい給食を提供し、地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行うとともに、併せて地産地消を促進することで地元農業の活性化を図る。

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- (1) 給食センターが一元的に食材等を大量購入し、効率的に調理することにより食材料費、高熱水費等の給食調理に係わる経費が節減できる。また、個別の調理設備更新費用の軽減が図ることができる。
  - (2) 衛生面・安全面で設備が整った大型調理施設で調理された給食サービスの提供により、藤原地区というへき地においても、町内中心部と同水準の給食提供が可能となる。安全・安心な保育環境を整備し、節減された財源を子育て支援サービスの拡充に活用することで子育て家庭への仕事と家庭の両立支援に資することができる。
  - (3) 幼児期から一貫した食育に取り組むことで、児童の正しい食習慣形成や知識を育てることに繋がる。
  - (4) 地元食材を積極的に活用することで、地産地消の促進と地元農家の生産意欲の向上による地域農業の活性化に資することができる。また、幼児期から地元食材に慣れ親しむことによる長期的な地産地消に繋がる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 食育推進事業

給食センター及び第三保育園を対象として、町の食育プログラムを作成するとともに、食育プログラムを通じて、児童及びその保護者に対して 食育への関心を高め、保育所における食を通じた子どもの健全育成の推進を図る。

(2) 子育て支援サービスの拡充

外部搬入事業の実施に伴い節減された経費により、安心して子育てができるための情報提供や、保育士の研修の充実、保護者のニーズが高い延長保育や病後児保育の実施など、保育の質の向上を図る。また、家族や行政が地域・企業と連携しながら、子育てを地域で支える環境づくりを推進する。

(3) 地産地消促進事業

給食の食材として、新鮮で安全・安心して食べられる地元食材の使用を推進する。また子ども達や保護者に対して、給食時間や試食会等の機会を通じて、地元産の食材が給食に使われていることを伝え、農業や地域への関心を高めることにより、地産地消を推進する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

みなかみ町立第三保育園	みなかみ町藤原3461-1
-------------	---------------

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成23年4月1日

### 4 特定事業の内容

みなかみ町立第三保育園の給食について、みなかみ町立月夜野給食センターからの外部搬入方式により実施する。給食センターで調理した給食は、給食専用の配送車により、第三保育園に45分以内に配送することができ、調理後2時間以内に喫食する。第三保育園においては、衛生管理に十分配慮した配膳を行うとともに、個々の児童の健康状態等についての連携を行い、状況に応じた刻み食などの対応を実施する。給食のメニュー内容により、温かい状態で提供されるものは専用の保温食缶に入れ、その他については洗浄消毒された容器に移し、専用のコンテナにて搬送する計画である。

また、学校の夏期等の長期休業中についても、給食センターからの外部搬入方式により給食を提供する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

搬出元であるみなかみ町立月夜野給食センターは、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食代85号別添）」及び「学校給食衛生管理の基準（平成9年4月1日制定）」等の基準に準拠した提供食数約1,500食規模の施設であり、現在町内の3幼稚園、6小学校、3中学校の給食を搬出している。

搬入先の第三保育園には、専用の調理室があり(11m<sup>2</sup>)、加熱設備としてガステーブル、保存設備として冷蔵庫、配膳に必要な配膳車が備え付けてあり、再加熱、冷蔵、配膳は可能である。

## 【みなかみ町立月夜野給食センターの概要】

名 称：みなかみ町立月夜野給食センター

設立年月：平成17年4月

構 造：鉄骨造3階建

建築面積：1,397.09㎡（調理部分1,065.86㎡）

職 員：事 務 2人

栄養士 2人

調理員 22人

運転手 4人

調理能力：2,000食

調理器具：自動洗米送米機、配米配水機、連続自動炊飯機、炊飯機反転機、連続自動揚物機、連続自動焼物機、連続自動かくはん機、大型脱水機、野菜スライサー、食器自動洗浄機、コンテナ自動洗浄機、食器格納保管庫、食器消毒庫、大型冷蔵庫、材料保管庫等

### （2）児童の食事の内容、回数、時機に適切に応じることについて

年齢や発達段階に応じたきめ細やかな食事を提供するため、月夜野給食センターにおいて、年齢、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫した給食を提供する。また、献立は町栄養士と調理員、保育士と十分協議を行い作成し、食物アレルギー児については、保護者からの聞き取りを踏まえ、かかりつけの医師、栄養士、保育士との協議の中で除去食を決定し、月夜野給食センターにおいて他の給食とは分離して調理したものを別容器で搬送し、保育士が内容物を確認後、提供する。

### （3）外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

「構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」の留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守する。調理方法については、45分以内で発送することが可能であることから、クックサーバ方式で実施する。また、HACCPの概念に基づく衛生管理となるように努める。

### （4）現行の調理業務の委託・受託に係る基準について

特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本町の場合は町立給食センターから町立保育所への搬入であることから、町長と教育長の間で覚書を締結する。

### （5）必要な栄養素量を給与すること、また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めることについて児

童福祉施設における、年齢・性別栄養所要量を基に作られた「保育所における栄養給与目標算出例」を参照して食品構成を策定し、それに基づいて必要な栄養素量の確保に努める。

また、保育所・幼稚園、小中学校と一貫して食育を行う食育プログラムに基づき食事を提供するとともに、給食センター所属栄養士と保育士が連携し、食材はできるだけ季節感や地域性を感じることできる地元で生産される農産物を使用し、地産地消を推進する。